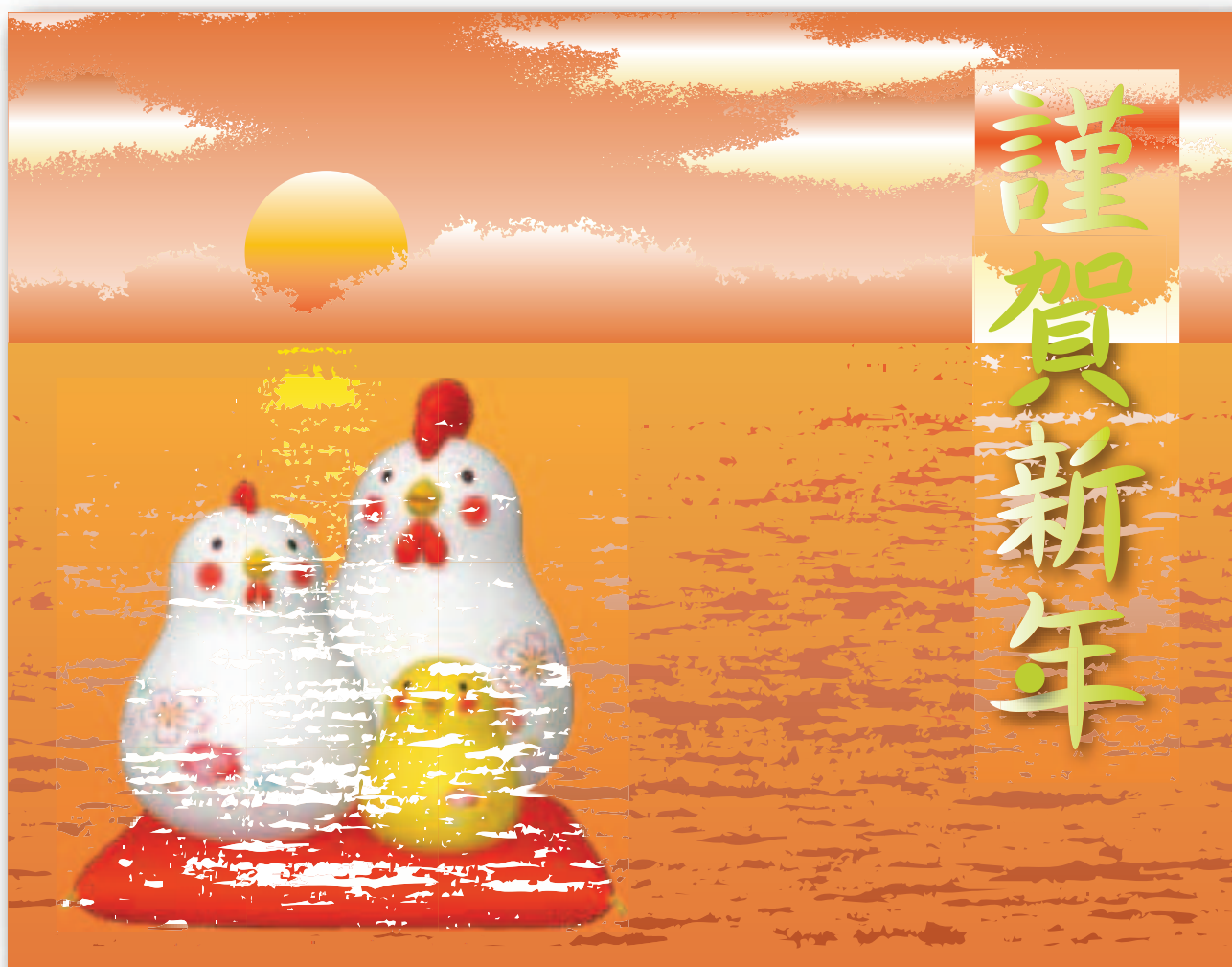


鈴木かめ



公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

Q 鈴鹿法人会 検索 



目次

| | | | |
|----------------------|----|------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 | 女性部会だより | 17 |
| 年頭のごあいさつ | 2 | 歴史・名所・史跡 | 20 |
| 平成28年度 納税表彰式 | 4 | エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング | 22 |
| 税を考える週間行事 | 5 | 税務コーナー | 24 |
| 第33回法人会全国大会(長崎大会) | 6 | 鈴鹿モータースポーツ雑学 | 33 |
| 平成29年度税制改正に関する提言(要約) | 7 | 旬の食材を使ったレシピ | 34 |
| 支部だより | 12 | 新入会員紹介 | 35 |
| 厚生委員会 | 14 | 事務局だより・編集後記 | |
| 青年部会だより | 15 | | |



ごあいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会 会長 田中 彩子

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献しているところでございます。

また、会員の皆様方のご協力をいただき、「税に関する活動」及び「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んでおります。

主な事業活動といたしまして、「税に関する絵はがきコンクール」、「特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植えの贈呈」、「ジュニアバレーボールへの協賛」、「租税教室」、「親子バスツアー」等々本会・女性部会・青年部会が創意工夫を積み重ね、参加していただいた方々からは事業開催を楽しみにしていただき、毎回好評を得ております。

なかでも、鈴鹿市教育委員会および亀山市教育委員会の後援をいただいています「親子税金クイズと映画鑑賞会」につきましては、1,200人の入場定員を超える応募をいただきました。

さて、私どもの地域経済を見ますと平成33年に第76回国民体育大会が「三重とわか国体」としての開催が決まり、当地におきましても鈴鹿市準備委員会が設立され、今後に期待するところでございます。

しかしながら、日本各地で発生している地震、悲惨な事件事故等による社会不安、また、海外におきましては、イギリスのEU離脱、アメリカの大統領選挙等経済の見通しについて予断を許さない状況が続いております。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

| 役職名 | 氏名 | 法人名 | 役職名 | 氏名 | 法人名 |
|-------|-------|--------------|-------|-------|------------|
| 会長 | 田中 彩子 | (医) 誠仁会 | 神戸支部長 | 岡村 信之 | (株) オカトモ |
| 直前会長 | 岡田 信春 | 三惠工業(株) | 東部支部長 | 井上 準二 | 峰徳運輸(株) |
| 副会長 | 杉野 文雄 | 杉野工業(株) | 玉垣支部長 | 西口 直人 | 西口建工(株) |
| | 近藤 博信 | (有)鈴鹿ポーター | 白子支部長 | 浅尾 義光 | トヨーフェンス(株) |
| | 樋口 勝幸 | (株) 葵 | 平田支部長 | 下田 徳重 | (株) フジコウ |
| | 飯田 隆典 | (株) 飯田鉄工 | 西部支部長 | 坂口 英夫 | (株) 坂口商店 |
| | 石井 朋子 | (有)プランタンさかきや | 鈴峰支部長 | 濱本 隆弘 | (有)浜本鋳金工業所 |
| 総務委員長 | 阪田 朋成 | (株) サカタ | 亀山支部長 | 服部 昌弘 | (株) 服部工務店 |
| 組織委員長 | 葛西 徳昭 | (有) 葛西商事 | 青年部会長 | 荻野 晃 | (株) 荻野建設 |
| 税制委員長 | 坂口 博文 | 鈴峰企業(株) | 女性部会長 | 吉澤 時子 | (株) ヨシザワ |
| 広報委員長 | 川喜田 彰 | (株) 佛庄総本店 | 専務理事 | 近藤 悟 | (公社) 鈴鹿法人会 |
| 研修委員長 | 森 通人 | (有) マイドソフト | 監事 | 北川 亨 | (株) 安全 |
| 厚生委員長 | 渡邊 孝明 | (株) ナベカ | | 吉澤 茂 | (株) ヨシザワ |



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 山下 俊彦

平成29年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、設備投資や生産の増加、住宅投資の持ち直しなどにより、景気は緩やかに回復を続けております。経済以外の面に目を向けましても、5月に三重県志摩市でG7伊勢志摩サミットが開催され、日本の原風景ともいえる伊勢志摩地区の豊かな自然が全世界に発信されたことは大変喜ばしい出来事でした。また、8月にブラジルのリオデジャネイロで開催された第31回夏季オリンピックで、日本が過去最多となる41個のメダルを獲得するなど、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

また、行政面では、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が導入され、昨年度から本格稼働しているところです。このマイナンバー制度は、行政手続の効率化・透明性を高め、国民の皆様の利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的に導入されたものであります。

国税庁は法人番号の付番機関であるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関であることから、これまでも国税庁ホームページの掲載や各種説明会等における説明など、積極的な制度概要の周知・広報に取り組んできたところでございます。

貴会のおかれましても、より一層の制度の定着に向け、会報誌やホームページにおける周知・広報など、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化、ICT化の急速な進展等により厳しさを増している状況であります。国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しておられます。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出などの更なる利便性向上施策の運用が開始されております。貴会におかれましては、かねてからe-Taxの普及・定着に多大なご尽力をいただいております。皆様のこれまでのご協力に対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

鈴鹿税務署長

土 嶋 弘 之

新年明けましておめでとうございます。

平成29年の新春を迎え、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年を振り返りますと、会員企業のニーズに応じた各種研修会や講演会のほか、毎年恒例となりました「親子税金クイズ・映画会」や「小学生の絵はがきコンクール」など、公益社団法人として社会貢献活動や納税道義の高揚に本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様が一丸となって取り組んでこられました。

特に、小中学生に対する「租税教室」は、年々講師を務めていただく会員の皆様の数も増加するなど、非常に熱心に取り組んでいただいております。

また、「親子税金クイズ」の中では小学生を対象に趣向を凝らした税金教室を開催されるなど、あらゆる機会を捉え、次代を担う若い世代に正しい税の意義・役割を理解してもらうための啓発活動を積極的に展開していただいております。

これもひとえに、田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様の法人会活動に対する並々な熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後ともより一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、本年1月からは、税務署へ提出いただく申告書等の税務関係書類へのマイナンバー及び法人番号の記載が本格化することから、私どもといたしましては、引き続きマイナンバー制度の情報提供に努めてまいりますので、皆様におかれましては、マイナンバー制度に対する国民、企業等の認知度・理解度の更なる向上とともに、税務行政の円滑な運営について、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく、平成28年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、申告会場である「イオンモール」には多くの方が来場され、大変混雑いたしまして、長時間お待ちいただくなど、ご不便をおかけすることもあるかと思っております。

そこで、是非ご利用いただきたいのが「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」です。画面の案内に沿って、数字等を入力していただければ、所得金額や税額は自動で計算され、申告書や決算書などが作成できますので、個人番号カード、これを読み取るICカードリーダーをご準備いただければ、電子申告、いわゆるe-Taxでご自宅や事務所のパソコンを利用して、24時間いつでも申告書等を提出することができます。

また、e-Taxを利用しない場合でも、「国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、プリンタから出力して、添付書類と合わせて、郵送でご提出いただくこともできます。

従業員の方々が確定申告される場合にも、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう社内広報などによるご協力をお願い申し上げます。

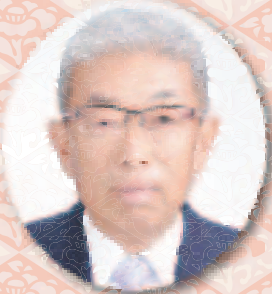
結びにあたりまして、新しい年の公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心より祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

平成28年度 納税表彰式

平成28年11月15日(火)、平成28年度鈴鹿税務署納税表彰式がコンフェット鈴鹿平安閣で挙
行され、次の方々が受賞されました。

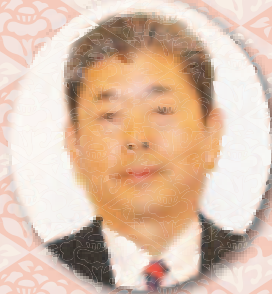
また、これに先立ち名古屋国税局の納税表彰式が11月1日(火)に挙行され、飯田隆典副会長
が、名古屋国税局長表彰を受賞されました。皆様、受賞おめでとうございます。

名古屋国税局長表彰



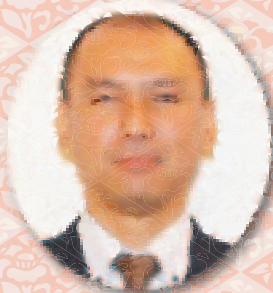
副会長
飯田隆典 殿

鈴鹿税務署長表彰



東部支部長
井上準二 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



青年部会運営専務
宮崎城治 殿



女性部会厚生委員長
服部三恵子 殿

受賞おめでとう
ございました。



平成28年11月15日(火) 於 鈴鹿平安閣

平成28年度 「税を考える週間」 行事

親子税金クイズと映画鑑賞会

「税を考える週間」の事業として、平成28年11月3日(祝)、鈴鹿市民会館におきまして、「親子税金クイズと映画鑑賞会」を開催しました。

毎年恒例となり、鈴鹿市・亀山市の小学生と保護者の方から入場定員1,200名を超える参加希望をいただきました。

親子税金クイズは、アニメ「サザエさん」のテーマソングに合わせ自主制作したDVDの上映から始まり、青年部会・女性部会の方々が「サザエさん」の登場人物に扮し寸劇を演じました。

また、劇中において税金クイズを出題し、土嶋鈴鹿税務署長が税金博士となり、一問ずつ答えを発表していただき参加者から大歓声が沸きあがり大いに盛り上がりました。



税に関する「絵はがきコンクール」の展示と表彰式

小学4年生から小学6年生の児童を対象に募集しています「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校36校から964枚のご応募をいただきました。

児童をはじめ教育関係者および保護者の皆様のご協力に深く感謝いたします。

入選者の皆様には、11月13日(日)鈴鹿ハンターにおいて鈴鹿税務連絡協議会が主催した表彰式にて表彰させていただきました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。



鈴鹿税務署長賞

6年 速水 萌花
亀山市立井田川小学校

公益社団法人
鈴鹿法人会長賞

公益社団法人
鈴鹿法人会女性部会長賞

鈴鹿税務推進協議会長賞



亀山市立井田川小学校
4年 金弦 晃史

鈴鹿税務連絡協議会長賞



亀山市立井田川小学校
4年 速水 真



鈴鹿市立加佐登小学校
6年 酒井 陸杜



鈴鹿市立玉垣小学校
4年 林 咲良

第33回法人会全国大会（長崎大会）

全法連主催による第33回「法人会全国大会（長崎大会）」が、平成28年10月20日、長崎ブリックホールで盛大に開催されました。鈴鹿法人会からは田中会長・近藤副会長・専務理事の3名が出席しました。

404単位会、約1,800名が出席し、第一部は記念講演で、長崎総合科学大学教授 プライアン・バークガフニ氏（カナダ生まれ）により「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」をテーマに実施されました。

第二部の大会式典では、迫田国税庁長官、中村長崎県知事、田上長崎市長ほかのご来賓をお迎えし、税制改正の提言の報告などが執り行われました。



平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組みの強化が必要となっている。また、国家的課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成28年10月20日 全国法人会総連合全国大会

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、平成28年6月1日に開催された三重県法人会連合会の税制委員会でとりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。

皆様からの要望をお待ちしております。

平成29年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保

する必要がある。

- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度29.97%、平成30年度29.74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。
 - ① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
 - ② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
 - ③ 対象会社規模を拡大する。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実
親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特

例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。特に類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

* なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「平成29年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、樋口副会長・石井副会長・坂口税制委員長・寺川税制副委員長・専務理事が下記の方に「税制改正に関する提言書」を手交し提言を行いました。

記

| | | | | |
|-----|-------|---------|---------|---------|
| 民進党 | 衆議院議員 | 中川 正春 殿 | 鈴 鹿 市 長 | 末松 則子 殿 |
| 民進党 | 参議院議員 | 芝 博一 殿 | 亀 山 市 長 | 櫻井 義之 殿 |
| 自民党 | 衆議院議員 | 島田 佳和 殿 | 鈴鹿市議会議長 | 後藤 光雄 殿 |
| | | | 亀山市議会議長 | 中村 嘉孝 殿 |



支部だより



平成28年11月22日(火)

研修旅行 伊勢志摩

年一回の法人会神戸支部の研修旅行を有意義にそして楽しく行ってまいりました。

当日、11月のわりには暖かく晴天、当日欠席者もなく、伊勢神宮に向けて出発をさせていただきました。車内では、法人会への携わり方、また自分の商売の問題話に花を咲かせておりました。伊勢神宮にお昼前に到着し、全員で参拝、何度か来ているにも関わらず厳かな気持ちになり、身が引き締まるような感覚になります。その後、おかげ横町を散策して、昼食会場は鳥羽の戸田家に向かいます。大きな立派な旅館でした、名前は聞いた事ありますが、入館するのは初めてで、気持ちが踊り、みんなで楽しく食事した後に副支配人から伊勢志摩サミットの裏話というテーマで30分程度、講話をいただきました。

今回、伊勢志摩という事で企画をさせていただきました。近場ではありますが、バス内での税のビデオ上映、また講話を通じての開催地の状況等を知る事ができたことは、同じ三重県民であるにも関わらず意外に知らない事が多いという事でした。今回、お仕事が忙しいにも関わらず参加していただきました神戸支部の皆様へ感謝を申し上げて事業報告とさせていただきます。(岡村信之)



平成28年10月8日(土)

八丁味噌蔵見学と竹島水族館バックヤードツアー

天気予報は雨だったのですが、幸いの曇り空の下? AM8:00に文化会館前を出発。三岐鉄道(株)のバスで、八丁味噌蔵見学へと向かう途中、刈谷PAのえびせんべいの里で大量のお土産を購入した一行は、予定通り八丁味噌の郷・史料館へ到着。(なんと『純情きらり ※宮崎あおい主演』2006年NHK連続テレビ小説のロケ地でした。鈴鹿もロケ地にしてほしい。)

この史料館は、明治40年にできた蔵を改装し、国の登録文化財に指定されている建物で、内部には大豆を蒸す場面や当時の仕込み作業の状況が再現されています。桶・樽のコーナーもあり、そこには巨大な樽が何本も置かれていて、その数と大きさにはみなさん驚かされていました。(最後に赤だしと田楽を試食させていただきました。※地域の伝統物産を味わえました。)

昼食は、岡崎ニューグランドホテルでフレンチバイキングをいただき、その後、竹島水族館へ移動。竹島水族館はひと昔前の水族館という感じでしたが、多くのお客さん(家族連れが多かったです)で溢れていて驚きました。この水族館にはイルカやシャチはいないのですが、深海生物の展示はダントツ日本一だそうです。また、各水槽には子供たちが研究した資料が掲載されるなど、地域密着度の高さを感じさせるものがありました。(ちなみに目玉は何かと係員く※現在学生で、ここに就職するそうです)に尋ねたら、「カピバラです。」と自信満々に回答。カピバラは、想像以上に大きかったです。)水族館のバックヤードツアーも、いつもと違う裏側からの見学となり、いい経験になりました。水族館を後にした一行は、蒲郡オレンジパークでみかん狩りを楽しんだ後に帰途に就きました。(みかん狩りなんて何十年ぶりでしょうか?楽しかったですね。)今回の研修旅行は、内容は充実、行程もスムーズ、また最後まで雨に降られることなく、有意義な一日となりました。(大野宏幸)





平成28年7月16日(土)

研修旅行「伊良湖・メロン狩りに行ってきました」

7月16日(土)メロン狩りに行きました。メロンはお土産として3個いただけるのですが、その内の2個は自分で収穫することに。入口から品定め。(あれ?待てよ!向こうのが大きいかも)ハサミでいざ切ろうと思うと(いや!待てよ。まだまだ向こうにありそう!)。でも出口に近づくと(さっきのほうが大きかったなあ。仕方ない、これでいいか!)。迷いに迷った挙句、結局小さめのメロンにあたりガッカリ。箱に入れてもらったなら、ゴソゴソ…これまたガッカリ!車中で税務関係のDVDも観ましたが、参加者は常にピーチク・パーチク。話に花が咲き、楽しい一日でした。(高野鈴代)



平成28年10月5日(水)

研修旅行「ちこり村」見学

10月5日(水)、台風18号の接近を気にしながらの出発となりました。32名の参加された皆様方の願いが届いたのか、台風は日本海に逸れてくれました。バスは、一路岐阜方面に向かい、車中で税務研修用のDVDを見て中津川インター横のちこり村に着き、ちこりの生産工場を見学しました。ちこりは、葉の部分はとがり帽子の様な形で、少しにがみのあるサラダ感覚で食べられるヨーロッパ原産の野菜です。根の部分は薩摩芋の様な形をしていて焼酎に加工され、試飲もしました。ちこりを中心に野菜を多く使用したヘルシーなバイキング方式の昼食を楽しみ、南下して恵那の銀の森に寄り、栗きんとん、クッキー、ジャム等皆様思い思いのショッピングを楽しんでおられました。さらに南下をして土岐プレミアムアウトレットに寄り、広大な敷地のショッピングセンターで、お目当ての買物をされ帰路につきました。予定通りの時間に白子に到着し、皆様手に一杯の袋を持ち笑顔で家路へと向かわれました。お疲れ様でした。(浅尾義光)



平成28年11月29日(火)

水口的美富久酒造を見学

11月29日、寒い朝の出発でしたが、鈴鹿の山並みは緑と名残の紅葉が美しいフランス刺繍のような情景を見せてくれました。車中では、日本酒の世界の税のいろいろをビデオで勉強。おいしく飲んで、税を払うことは爽やかで旨くて良いことかなと…、ビデオを見て感じたことでしょう。3年連続の酒造見学シリーズ、今年は東海道水口の宿の美富久酒造を見学。酒造の社長に酒の蘊蓄を聞いて試飲。案の定、後の買物は皆さんすごかった。その後、琵琶湖西岸の坂本を訪ね、芙蓉園にて昼食を取りました。芙蓉園の庭園は、江戸初期に造られ、周囲を安太衆積み石垣で囲まれた池泉廻遊式です。時節柄、湯豆腐の味も坂本の料理も優しい味でした。食事の後の元里坊竹林院は、館長に話を伺い、1000坪の元里坊最大の庭園を散策。女性陣は、かつて徳川家康や近年、国のお偉方も茶を楽しんだと言う座敷にてお抹茶を楽しみました。比叡山延暦寺の隠居僧達に住んだ坂本、もう少し時間がほしい所でした。



帰りは、近江八幡で有名な、たねや洋菓子部門のラコリーナでショッピング。その後、研修委員長の案にて、バスの中ではカラオケで盛り上がりました。どうもバスのカラオケ採点がおかしく、ガイドマイクで歌った〇〇さんは0点。笑うに笑えず…。感情をこめて旨い歌の〇〇さんは28点。〇〇氏は22点。でもこれが余興かと感じた次第です。後で知ったことですが、バスのカラオケはガイドマイクは、うまく歌った人でも反応しないそうで、あまり感情をこめても点数には、反応しないそうです。(安心した…)笑いと笑顔とたくさんの思い出を乗せて、無事鈴鹿に到着。琵琶湖坂本の食事と酒造見学、研修をオイル交換に又、元気で互いに頑張ってくださいとの約束で終了。無事故の一日でした。(中林孝子)



平成28年10月27日(木)

鈴峰・西部支部合同研修旅行

10月27日(木)西部支部、鈴峰支部会員で中部国際空港セントレア税関業務見学に行ってきました。密輸の手口、偽ブランド商品輸入、希少動植物の保護(ワシントン条約)等について税関業務にふれ学ぶことが出来ました。

今回の研修では、税関業務の大変さと、税関に関する意識を高めることが出来たのではないかと思います。(牧野弘美)



平成28年11月22日(火)

サントリー京都ビール工場&大阪エキスポパーク散策

11月22日、総勢27名が参加して「サントリー京都ビール工場&大阪エキスポパーク」へ亀山支部研修旅行に出かけました。

8:45亀山市文化会館をバスで出発し、車中では「酒税について」のビデオを鑑賞し、それぞれに楽しいお話をしながら目的地を目指しました。

まずはサントリーのビール工場見学で、こだわりのビールづくりを学び、注ぎたてのおいしいビールを試飲させていただきました。昼食前の空腹でいただいたせいか、いつもより酔いがまわったような気がしました。

その後、ホテル阪急内の「花せんり」にて昼食をいただいて、各自自由に懐かしの太陽の塔を眺めながら万博記念公園を散策したり、ららぽーと



アウトレットにてショッピングを楽しみました。この時期にしては、温かく絶好の行楽日和となり上着もいらないくらいの良いお天気で、丸一日楽しむことができました。

みなさん、本当にお疲れ様でした。(長田美恵子)

厚生委員会

平成28年10月6日、鈴鹿市文化会館において「医療・健康セミナー」を開催しました。

外部講師を招いてのセミナー開催は、鈴鹿法人会が公益社団の認可を受けて初めての企画でしたが多くの方に参加していただき、ありがとうございました。

テーマは、医療格差、セカンドオピニオン等であり、健康である限り自分には無関係だと思っておりますが万一の時には本日の講義を思い出し、的確な対応をしたいと感じた有意義な講義でした。

今後も機会を見つけてセミナー開催したいと思います。



青年部会だより

● 福岡研修旅行について 平成28年7月1日(金)～2日(土)

去る、平成28年7月1日から2日にかけて、視察研修旅行として福岡へ行って参りました。参加者は、既存会員19名と新規会員者3名、会員予定者2名で総勢24名も参加していただきました。

初日の視察研修先は、いいちこ日田蒸留所の工場見学へお邪魔し、担当者様より酒造工場内を案内していただき、酒税の事や歴史・作業工程等を親切丁寧に教えていただきました。また、翌日は、盛況な福岡中心街を散策し、都市開発が進む街並みを見学しました。新規会員者も2回目の参加で、

このような親睦の深い会なら新規の法人も誘いたい！などの声も聞け、前回同様に研修での共感や、膝を合わせての会食で親睦を深め、有意義な研修旅行でした。

(組織増強委員長
大野太平)



● 親子バスツアー 平成28年7月21日(木)

7月21日に、鈴鹿法人会青年部会の恒例事業である親子バスツアーを開催しました。東邦ガス様のご協賛、鈴鹿市教育委員会のご後援をいただき、今年で10回目の開催となりました。

今年は、玉垣小学校の親子を対象として、30名様にご参加いただき、租税や環境保護に関心を持ってもらうことを目的に中部国際空港税関や東邦ガスエネルギー館等を見学してまいりました。

お昼は、セントレア近くのホテルでランチバイキングを愉しみ、皆さん、空港内でお土産もたくさん購入されたようでした。夏休みの貴重な一日を、親子で鈴鹿法人会青年部会の事業にご提供い

ただいたことを大変、感謝いたします。

東邦ガスの皆様、近藤委員長、また、関わった青年部スタッフの皆様、本当にありがとうございました。

(副部会長 田上顕也)



● 全日本エコドライブチャンピオンシップ2016 平成28年8月22日(土)

8月22日、鈴鹿サーキット国際レーシングコースにおいて、全日本学生自動車連盟主催、環境省はじめ関係各位の協賛後援のもと、「全日本エコドライブチャンピオンシップ2016」が開催されました。本レースは、学生および全国のエコドライブトップランナー企業・自治体が、普段のエコドライブの技術を競い合い、CO2および交通事故削減に寄与する「エコドライブ」の全国的なムーブメントをつくることを目的として開催されています。

鈴鹿法人会も参戦して10年近くになりますが、今年は過去最高の結果を出すことが出来ました。一般の部23チーム中で2位、総合でも60チーム中で3位の好成績でした。ドライバー及びナビゲーターとして、青年部会より砂押さん、寺川さん、大谷さん、大野さん、杉野さん、加藤さんの6名の方にご参加いただきました。また田中会長をはじ

め多数の方が応援に駆けつけていただきましてありがとうございました。

最後の表彰式で末松市長が「鈴鹿サーキットで開催された歴史あるレースで鈴鹿の団体である鈴鹿法人会が一般の部で準優勝してくれたのは本当に誇らしく嬉しく思います。」とご挨拶されていたのが印象的でした。(副部会長 田上顕也)



●全国青年の集い「旭川大会」

平成28年9月8日(木)～9日(金)

昨年、9月8日、9日の2日をかけて行われた『全国青年の集い 旭川大会』に青年部会メンバー9名が参加してきました。雪中の開催を避けるため、例年より2ヶ月ほど早い、晩夏に開催されましたが、思いのほか旭川は寒く、防寒対策を誤り、凍えながら歩くメンバーもいました。全国大会で印象に残ったことは、ここ数年、各法人会の租税教室に対する熱の入れ方が凄く、色々な試みが全国で行われているということです。次年度の税制担当メンバーの方、他会の租税教室を知り、活かし、鈴

鹿法人会の租税教室をどんどんよりよくして頂きたいと思います。最後に、旭川の料理とお酒が美味しかったことは言うまでもありません。次回の開催は高知大会とのことなので、租税教室もカツオも楽しみです。

(運営専務
宮崎城治)



●鈴鹿げんき花火まつり

平成28年9月10日(土)

すっかり夏の恒例事業となりましたが、9月10日に白子漁港にて開催された鈴鹿げんき花火大会に今回も出店致しました。毎年人気の宝探しゲームでは、沢山の子ども達が目を輝かせ、浜辺に作られた山や谷を砂にまみれながら駆けているのが印象的でした。また、ブースでは、ヨーヨー釣りなども行い、前回同様に大盛況に終わりました。但し、小さなお子様の補助要員として砂山を登った青年部会メンバーからは、疲れ果てて、その後、使い物にならなくなる者が続出したため、次回こそは、子供達に元気を奪われるのではなく、

元気を与えることを忘れて欲しいですね。運営に携わった青年部会メンバーや、当日、お手伝い頂いたスタッフの皆さん、本当にお疲れ様でした。次回も宜しくお願いします。

(運営専務
宮崎城治)



●利き酒会

平成28年9月27日(火)

平成28年9月27日に青年部利き酒会「税務署長、統括官と共に税について語る」を開催しました。今年は飲みなれている焼酎で利き酒を行いました。正解者多数かと思われましたが、意外にも正解者は少なく、普段、いかに何も考えず、味わうことなく飲んでいるということが露呈した青年部会員でした。

また、利き酒会へは、今年から鈴鹿税務署へ赴任された土嶋新署長、余語新統括官、本会から田中会

長、近藤副会長、飯田副会長、吉澤女性部会長と多くのご来賓の方にもご参加いただき、税についての語り合いを深めることができました。

(税制委員長
藤田将地)



●租税教室・養成講座

鈴鹿法人会の主要な取り組みの一つとなった「租税教室」ですが、平成28年度は中学校3校4教室、小学校12校17クラスにおいて青年部会と女性部会が手を取り合って実施していきます。本年度から女性部会担当の小学校が2校増え、鈴鹿法人会が取り組む税知識の普及と納税意識の高揚の輪を更に広げることができました。また、高田短期大学とも継続して連携をとり、租税教室を題材とした租税研究会を6名の学生と実施し、鈴鹿市内3校で租税教室の講師として壇上に立ってもらう予定です。本年度で4年目を迎える高田

短期大学との連携は、地域内に税知識、納税意識の好循環を着実に実現しています。昨年11月から各校で租税教室を実施し始め、青年部会と女性部会を中心とした鈴鹿法人会と高田短期大学が、より大きな相乗効果を生み出し、社会の健全な発展に貢献できるよう取り組んで参ります。

(税制委員長
藤田将地)



女性部会だより

●夏休み親子映画会

場所:亀山市文化会館 平成28年8月28日(日)

8月28日、たくさんの親子連れの方にご参加いただき「あなたをずっとあいつてる」のアニメを亀山市文化会館で見させていただきました。その後、楽しい租税教室が開かれました。軽妙な、そして巧みな司会とゆるキャラ達で会場は大いに盛り上がりました。

私の席の後ろにいた小学校低学年の男の子は、租税教室が開かれる前にお母さんに「税金って何?」と何度も聞いていました。お母さんの方も答えあぐねていましたが、いざ司会者が税金クイズを始めると、手をピッと伸ばし大きな声で「ハイハイハイ!僕をあてて、僕は知ってるよ」と司会者に大いにアピールしていました。そしてそれは会場にいたすべてのお子様そうで「ハイハイハイ!」という声が会場を埋め尽くし、子供たちの熱気が会場に渦巻いていました。

クイズを通じて社会の基盤が税金でまかなわれている事を知った子供達は、帰る時には税金の物知り博士のような顔をして意気軒昂としていました。平易なクイズで子供達に税金について啓蒙するこの小さな運動は、未来の礎となる子供達にとっても有意義な時間であったと確信しています。(竹森好子)



●防災研修会

平成28年9月13日(火)

鈴鹿市消防本部へ、女性1日入署を行いました。A班・B班に分けて効率的に訓練を受けました。通常は入室出来ない多目的室など素晴らしい設備を拝見しました。救急車、はしご車に乗車させていただきました。消防士の方のご苦勞に敬意を表します。

濃煙時退出訓練、地震体験等テレビで見ているのとは大違いでした。熊本地震や東日本地震の違いも体験し、訓練とはわかっていても恐ろしかったです。急に起こったらパニックに陥るでしょう。その上、家具が倒れてきたらと思うとゾッとします。固定化の重要性に気付かされた貴重な経験に感謝致します。係の方の丁

寧なわかりやすい説明が素晴らしかったです。(服部千賀子)



●ジュニアバレーボール大会

平成28年10月16日(日)

10月16日(日)、第10回鈴亀ジュニアバレーボール法会長杯が椿小学校・深伊沢小学校の両体育館において開催されました。開会式も2会場で行われ、深伊沢小学校では田中会長、椿小学校では石井副会長の挨拶の後、今回は第10回の記念大会ということで「税金クイズ」をさせていただきました。各会場とも上位3チームには賞品があるということで、皆さん真剣に考えてくれていました。

その後、鈴鹿市13チーム・亀山市3チームの計16チーム、総勢178名の小学生の選手による熱戦が繰り広げられました。家族や応援団からの大きな声援を受け、選手同士がお互いに声を掛け合いながら諦めずに最後までボールを追う姿に感動しました。

試合結果は、優勝が河曲ジュニアバレーボールクラブ、準優勝が玉垣スマイル、3位が椿バレーボール

少年団・亀山キッズAでした。

樋口副会長の挨拶の後、表彰式へと進み、そして育成会会長様のご挨拶で無事終了しました。5年後の平成33年には、三重県で国体が開催されます。今回出場の選手の中からも代表に選ばれる選手が出るかもしれないと思うと、今から楽しみです。選手、関係者の皆様、本当にお疲れ様でした。(長田美恵子)



● 女性部会連絡協議会(情報交換会)

平成28年10月26日(水)

女性部会連絡協議会第27回情報協議会が伊勢法人会女性部会の主催で鳥羽市の戸田家にて開催されました。

三重県法人会連合会会長竹林様、名古屋国税局法人課税課長北川様の挨拶後、第一部は伊勢法人会の発表で、テーマ「輝け女性力・はばたけ地域力・魅力ある女性部会の活動をめざして～」についてスライドを基に各委員会で発表されました。内容は、鈴鹿法人会とほぼ変わりなく「絵はがきコンクール」・小学校への出前「租税教室」等でした。社会貢献活動の一つで「夏休み親子映画会」の作品には苦勞されているようです。どこの法人会でも頭を悩ませているそうです。第二部は、女性で最初の海上保安庁で航海士になられ、現在は大阪市立大学大学院創造都市研究科で仕事をされておられる永田潤子准教授の講演をお聞きしました。18歳で海上保安庁を受験したいきさつ、

男の中で学生時代を過ごされたこと、そして自分らしく輝いて生きること、日々の暮らしと人間力についてお聞きしました。

今回の情報交換会をエネルギーとして鈴鹿法人会女性部会は会員一同団結し、地域社会貢献に努力したいと考えています。(倉田澄子)



● 税に関する絵はがきコンクール表彰式

鈴鹿ハンター 平成28年11月13日(日)

今年も「税に関する絵はがきコンクール」が開催され、鈴鹿・亀山の各小学校から数多くのすばらしい作品が寄せられました。力作揃いの中から鈴鹿税務署長賞を始めとした各賞が選ばれ、税を考える週間(11月11日～17日)の日曜日13日に鈴鹿ハンター1Fサブコートにて表彰式が行われました。小学生対象のコンクールということで家族での参加が多く、展示作品を前に写真を撮りながら税に関しての会話をする姿を見かけることもできました。絵はがきを通して子供たちが税への関心を持つことの出来るよい機会になっていることが改めて感じられました。(坂口裕子)



● 「寄せ植え」講習会・特養へ贈呈

平成28年12月6日(火)

12月6日、鈴鹿市文化会館において女性部会「寄せ植え」講習会が開催されました。講師に法人会副会長石井朋子さん(プランタンさかきや)をお迎えし、参加者50名が12台のテーブルに分かれて寄せ植えを造りました。花材は、エレモフィラ・葉ぼたん・カレックス・ビオラ・ヘミジチア・ガーデンシクラメン・カラーテ・チューリップの球根です。会場内は、花のよい香りと女性部会の皆様の笑い声につつまれていました。今年は、クリスマスやお正月といった行事に合わせるのではなく、長く春まで楽しんでもらえる「寄せ植え」造りでした。午後からは、鈴鹿市と亀山市にある特別養護老人ホームへ行き「寄せ植え」、「車椅子1台」、「手作り壁飾り」を贈呈させていただきました。

これは、地域社会貢献として女性部会が行っている活動です。贈呈式では、会員の「チューリップの球根が植えてあるのでもう少しすると芽が出てきますよ。」という言葉に「今咲いている花もかわいけれど球根から芽が出るのも楽しみね。」「何色のチューリップが咲くかしら。大切に育てないとね。」とお話しされていま

した。私たちの活動が施設にお住いの皆様の明るく楽しい日々に少しでもお役に立つことを願っています。(塩川由華)





かなしろうず園

亀寿苑

伊勢マリンホーム

華旺寿

ルーエハイム

ひまわり苑

桜の森白子ホーム

鈴鹿グリーンホーム

くすのき園

聖十字の家

安全の里

● 理事会

平成28年12月16日(金)



12月16日、サーキットS-PLAZAにおいて、鈴鹿法人会女性部会の理事会・懇親会が税務署長・統括官・本会・青年部会の方々をお招きして開催されました。

開会の言葉の後、吉澤部会長より「今年は、女性の活躍する新時代の到来、小池東京都知事の誕生等々我々女性部会も一女性として人様のお役に立つ事を念頭にこれからも法人会活動に取組み、頑張って行きたい。」とのご挨拶をいただきました。

そして来賓挨拶・本年度の事業報告の後、鈴鹿税務署土嶋署長より「税務の仕事～時代とともに～」と題しましてご講演をしていただきました。40年という長い間、税務のお仕事に携わってこられた中でのご苦労話、時に笑い話も交えつつ、やはり時代の変化・流れに沿いいろんな意味で「適応性」が大切であるということをお伝えいただき本当に中身の濃いお話をさせていただきました。

その後の懇親会では、今回初めての取組みとなりました「鈴鹿法人会～お話し・写真での振り返り～」というコーナーが始まり、第2代部会長村上和子様には初代

部会長藤井紀代子様のお話で女性部会長設立当時のご苦労話等をお話いただき、続いて第3代部会長田中彩子様(現本会会長)には、ジュニアバレーボール大会、特養訪問(寄せ植え・車椅子寄贈)事業、第4代部会長日置尚代様には、租税教室への取組みスタート等スクリーンに映された映像と共に、女性部会の歴史を伝えていただきました。現部会長吉澤様にはそれぞれの事業はもちろん、今まで携わってこられた方々の思いも引き継がれ、これからも明るく、前向きに会員の皆さんと共に女性部会を盛り上げていきたいとお話いただき、このコーナーを終えることとなりました。そして、懇親会は青年部会のご協力をいただきカラオケ大会、ビンゴゲームと会場をおおいに盛り上げていただきました。(阿部美千)



第3回

歴史・名所・史跡

神戸支部 | 神戸城跡



石垣階段より本丸跡地を臨む

神戸城跡：三重県指定 史跡（昭和12年12月14日）

所在地 三重県鈴鹿市神戸5丁目（神戸公園）
 近鉄鈴鹿市駅より徒歩10分
 神戸地区の南部に位置する神戸公園内に
 神戸城跡やお堀が保全されており
 隣には神戸高校があります。



神戸城古地図

（神戸城跡の由来）

伊勢平氏の子孫関氏の一族神戸氏は、南北朝時代(14世紀)飯野寺家町の地に沢城を築いたが、戦国時代の1550年には、この地に神戸城を築いて移った。神戸氏七代目友盛は、北勢に威を振るったが、信長軍の侵攻により永禄11年(1568)その三男、信孝を養子に迎えて和睦した。

信孝は、天正8年(1580)ここに金箔の瓦も用いた五重の天守閣を築いた。しかし、本能寺の変後、岐阜城に移り、翌年秀吉と対立して知多半島で自刃し、文禄四年(1595)には天守閣も桑名城に移され、江戸時代を通して天守閣は造られず、石垣だけが残された。江戸時代、城主は一柳直盛、石川氏三代を経て享保17年(1732)本多忠統が入国する。本多氏の治世は140年間七代忠貫まで続き、明治8年(1875)城は解体される。その後、堀は埋められ城跡は神戸高校の敷地となった。天守台や石垣に悲運の武将を偲ぶことができる。



史跡神戸城跡石垣



古石碑



史跡神戸城跡石碑



天守台跡地より三之丸跡地を臨む

《歴史一言メモ》

織田信長は永禄10年(1567)に伊勢侵攻を開始、後醍醐天皇より伊勢の国司を任じられていた北畠氏や神戸氏を次々に撃破し、二男の織田信雄を北畠氏に、三男の信孝を神戸氏の養子に入れ、実質的に伊勢を掌握する。

信長が本能寺の変に倒れた後、清州会議で美濃国を所領した神戸信孝は岐阜城に移り、柴田勝家・滝川一益等と共に反秀吉で盟約を結び対抗するが、賤ヶ岳の戦いで柴田勝家は破れ、勝家滅亡後は、信孝も抗しきれず知多半島で自刃する。

城址の周りの城下町には寺が複数あるが、神戸城に本多家が入った時に近隣の寺家を集めたそうです。神戸公園から鈴鹿市駅の方面の道は当時の防御的な入り組んだ道が当時の町の情景を思わせます。隣の神戸高校校内のテニスコートあたりが藩校址で、その当時からある楠が今もあります。

参照資料 鈴鹿市史(第1巻)ほか

エッセイ

わがまちウォーク 街角ウォッチング



～ 加佐登駅は鈴鹿で最初の鉄道駅 ～

「加佐登駅が輝いていた頃」



エッセイスト 福島 礼子



桜の咲く加佐登駅のプラットフォーム 昭和2年

鈴鹿の地にとって最初の鉄道駅となったのは加佐登駅。私は庄野小学校の生徒だったある日、昭和天皇のお召し列車に日の丸の旗を振りに行ったことがある。私たちは加佐登駅近くの踏切を前に並び、旗を持って列車がくるのを待っていた。さすがに、まともに拝顔したのでは恐れ多いのでずっと下をみていたという時代ではなかったが、行き帰りの徒歩時間と待ち時間からすれば、お召し列車が通ったのはほんの一瞬のこと。菊の紋章だけがわずかに記憶に残っている。長い車両の中程で、昭和天皇が手を振っていらした気もするが、今となっては記憶もさだかではない。しかし天皇と国鉄関西線、昭和30年代のこの出来事は、加佐登駅が鉄道交通の要所として輝いていた時代の証だと思う。

鈴鹿の人々が最初に蒸気機関車を目にしたのは、明治23年のこと。四日市に本社を置く私鉄関西鉄道が、四日市・草津間に蒸気機関車を走らせたことによる。開業時には、四日市・柘植間には、河原田・亀山・関の3つの駅のみで、のちに加佐登駅となる高宮駅ができたのは、明治25年のことだった。井田川駅は、もっと後の昭和4年、また現在河曲駅とな

っている鈴鹿駅は、さらに遅れて昭和24年につくられている。

高宮駅ができるまでの経緯を、「鈴鹿市史」で読む事ができる。会社側は駅の予定地を庄野地内と決めて土地の買収まで進めていたのに、庄野村会では反対の決議をしている。地主代表の1級議員と、小農代表の2級議員との間で意見が対立したようだ。小作料収入で生活をしている地主側は、駅のために農地を失ったり、小作人が駅に働きに行くようになっては困るというのが反対の理由。貧しい側の議員には、建設賛成派もいたが、反対派に押されてしまった。常に「持てる側」は保守的となり、「持たざる側」が革新的になるのは世の常であるらしい。

石薬師側も上野の踏切近くに駅をつくりたいという意向を持っていたが、結局先を見る目のあった高津瀬村長(高津瀬は現在の加佐登)が、中間の現在地に高宮駅を設けることに成功したと書かれている。



加佐登駅西踏切 大正10年

高宮駅の開業にもなって新しくつくられた明治25年の時刻表では、一日5往復、27年には一日6往復の汽車がこの路線を走っている。当時四日市・亀山間の下級乗車賃は米一升8銭の時代で20銭だったという。結構高額だったのだ。

その後私鉄の関西鉄道は国の私鉄統合の政策により、明治39年に国鉄関西線となる。高宮駅は、熊野

神社が明治43年に加佐登神社と名を変えたのを機に、加佐登駅と名称を改めたと、鈴鹿市史にはある。昭和の時代に国鉄に勤めていた加佐登在住の小川清角さんは、駅名の変更について先輩から聞いた話を教えてくれた。滋賀県の国鉄路線に同じ名称の高宮駅があり、当時の鉄道は貨車輸送もさかんで、牛馬の輸送も多く、滋賀の高宮にいくべき牛たちが、間違っって鈴鹿の高宮駅に下ろされて、こちらは「もうもう」と牛があふれ、滋賀では牛がつかないといった不都合が多く生じ、駅名を変えたということだ。事実かどうかは解らないが、小川さんが示してくれた当時の鉄道地図には、確かに滋賀にも高宮駅があった。

明治25年に駅が設けられると、加佐登の様子は一変し、周辺に予想もできなかった活気が生まれたことだろう。駅前には、今日のタクシーのように人力車が並び、人々は人力車と徒歩で、駅との間を行き来したに違いない。明治の庄野村には、人力車の組合があった。おそらく加佐登駅での営業をさかんに行ったであろう事が容易に想像できる。



加佐登駅 大正10年

加佐登の中条商店の店主中条泉さんは、中条カメラ店の中条貞吉さんがガラス乾板で撮影したものを保管している。それらは丁寧にリプリントされて、開駅後の加佐登駅の様子を映し出している。また大正から昭和にかけての中条家のアルバムにも貴重な記録を見ることが出来る。

興味深いのは昭和初期に「丸通」が駅前に開業した際の写真だ。立派な車と輸送用のオート三輪が、背広姿にたすきを掛けた男性陣の中で際



丸通の開業 1920年代始め

立っている。道路輸送の手段も牛馬や人力車から、自動車に移ったことが解る。国鉄の貨物との連携で一種の物流革命ともいえるほどに、一挙に輸送量が

増えたことだろう。加佐登駅は名古屋・大阪間を縦に走る鉄道となり、「丸通」は海側と山側に物を運ぶ横軸の交通手段となった。加佐登駅はまさに人と物の大きな分岐点となったのである。

交通の分岐点には、多くの人が集まる。加佐登駅前



演芸会 大正8年

に人がひしめき合っている大正8年の写真もある。駅前道路で演芸会が行なわれ、それを見ようとしている光景らしい。こんなにも駅前が広がったのだろうか

また別の写真では、加佐登神社の賑わいが写っている。小川さんによれば、大正の頃、加佐登神社は花柳病に御利益があるということで、綺麗に着飾った女性と旦那達が小旅行のように参詣する姿が良く見られたという。加佐登駅から神社までの参宮道路はさぞや華やかであったろう。



加佐登神社参道 大正15年～昭和2年

私が記憶している加佐登神社には、綺麗どころの姿はなかったものの、「ようかさん」といわれる祭の日には、大勢の人でにぎわっていた。両親につれられて行った私は、名調子のバナナのたたき売りにみとれて迷子になりかけたことがある。これも小学生低学年ごろ、昭和30年代の記憶である。

それから半世紀ほどたち、国鉄は民営化されてJR東海と名を変えた。さらに数十年たった今、加佐登駅は無人駅となり切符の自販機すらない。

しかしいくつもの写真や記憶が、明治・大正・昭和にかけて、蒸気機関車の止まる加佐登駅は、鈴鹿の人々の暮らしを近代に運ぶ出発の駅だったことを教えてくれている。

税務
……
コーナー

平成31年
10月1日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月
国税庁
平成28年11月版

| | |
|--------------------|--|
| 軽減税率制度の 実施時期 | 平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時） |
| 消費税率等 | 標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22 |
| 軽減税率の 対象品目 | ① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの） |
| 帳簿及び請求書等 の記載と保存 | <ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)」の保存ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には 定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p> |
| 税額の計算 | <ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。 |

＜消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点＞

| 内容 | 改正前 | 改正後（平成28年11月改正） |
|-------------------|----------------------|---------------------------|
| 軽減税率制度の実施時期 | 平成29年4月1日 | 平成31年10月1日 |
| 区分記載請求書等保存方式の適用期間 | 平成29年4月1日～平成33年3月31日 | 平成31年10月1日～平成35年9月30日 |
| 適格請求書等保存方式の導入時期 | 平成33年4月1日 | 平成35年10月1日 |
| 税額計算の特例の対象者 | 中小事業者以外の事業者も対象 | 中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更 |

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

| | | |
|--|--|---|
| <p>課税事業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） 軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等 | <p>①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③</p> | <p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご覧ください。</p> |
| <p>免税事業者の方 軽減税率対象品目の売上げあり</p> | <p>課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。</p> | <p>1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご覧ください。</p> |

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

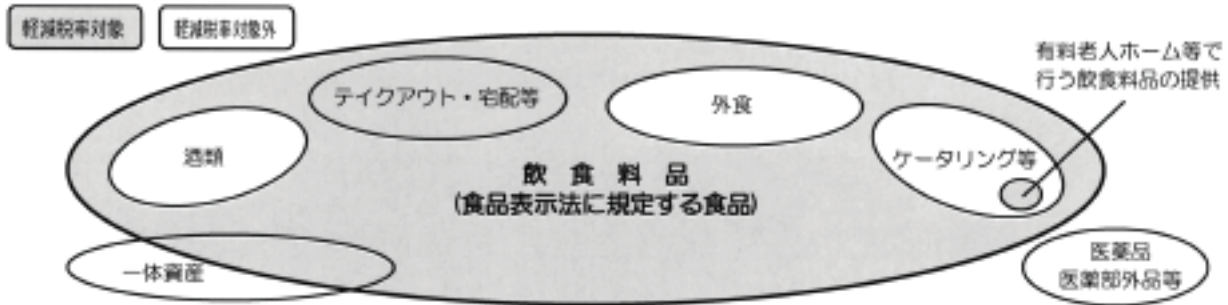
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的な事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

| | |
|------------|---|
| 飲食料品 | 飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。 |
| 外食 | 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供 |
| ケータリング等 | 相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの |
| テイクアウト・宅配等 | 飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象 |
| 一体資産 | おもちや付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 販売価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象） |

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

| 期間 | 帳簿への記載事項 | 請求書等への記載事項 |
|--|--|---|
| 平成31年9月30日まで 【現行制度】 | 課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額 (上記に加え) | 請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 (上記に加え) |
| 平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 | 軽減税率の対象品目である旨 | ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能 |

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円(税込)

| | | | |
|-------|------|---------|---------|
| 11/1 | 牛肉 | ※ | 5,400円 |
| 11/3 | 小麦粉 | ※ | 2,160円 |
| ... | ... | ... | ... |
| 11/27 | しょうゆ | ※ | 3,240円 |
| 11/30 | ビール | | 6,600円 |
| | 合計 | | 87,200円 |
| | | (10%対象) | 44,000円 |
| | | (8%対象) | 43,200円 |

△△様

「※」は軽減税率対象品目であることを示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載(例えば、税率(8%)の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載)

② 税率ごとに合計した対価の額(税込み)の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人・前々事業年度、個人 前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

| 区分 | ① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 | ② ①以外の中小事業者 | ③ ①・②の計算が困難な中小事業者（注） |
|------|---|---|--|
| 内容 | 卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>小売等軽減仕入割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$ </div> | 売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>軽減売上割合</p> $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$ </div> | ①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象 |
| 適用対象 | 以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。 | | |

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

| 区分 | ① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者 | ② ①以外の中小事業者 |
|------|---|--|
| 内容 | 卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>小売等軽減売上割合</p> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$ </div> | 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要 |
| 適用対象 | 以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。 | 以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能 |

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、**課税事業者・免税事業者の方**「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

| 期 間 | 割 合 |
|--------------------------|-------------|
| 平成35年10月1日から平成38年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 平成38年10月1日から平成41年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00～17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00～17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tonkacoudan.go.jp>（24時間受付）

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの

123... 記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

本人確認書類



マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

公的個人認証サービス ICカードリーダーのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

マイナンバーカードって?

マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完了できます!

平成29年7月から始まる「マイナポータル」にログインできます!*

住民票の写しや印鑑証明書をコンビニで取得できます!*

*1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 *2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

マイナンバーカードの申請はお済みですか?

マイナンバーカードを申請されて、受取を忘れていませんか?



内閣官房・内閣府・国税庁



マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

① マイナンバーカード



② ICカードリーダーライター



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから**①**及び**②**を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダーライターの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーライターの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



内閣官房・内閣府・国税庁

申告書は、**スマート！確定申告** 国税庁ホームページで 作成できます！

www.nta.go.jp

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」でスマートに確定申告！

1 税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。

2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、休日を含め24時間いつでもご利用いただけます。

3 自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

4 プリントサービスにも対応！

コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書を印刷することができます。

申告書作成から提出までの流れ

① 「作成コーナー」
へアクセス
ご自宅等のパソコンから、
「作成コーナー」で検索。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

作成コーナー

検索



タブレット端末等
をご使用の方はこちら
をご利用ください。

② 申告書を作成
画面の案内に従って
金額等を入力し、作成。
ご不明な点は、お電話で
お問い合わせください。

③ 申告書を提出

- ▶ e-Tax の場合
事前準備が必要です。
詳しくは裏面を
ご覧ください。
- ▶ 書面提出 の場合
印刷して郵送等で提出。

名古屋国税局・税務署

ご不明な点は 
お電話でお問い合わせください

▶ **申告内容などがわからない時は？**

電話相談センター



**最寄りの税務署に
お電話ください**



※ 最寄りの税務署にお電話いただきますと 自動音声によりご案内しておりますので、
 相談内容に応じて該当の番号を選択してください。
 なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

▶ **作成コーナーの操作がわからない時は？**

**e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク**



e - コクセイ
0570-01-5901

受付は月曜日～金曜日9:00～17:00（祝日等及び年末年始を除きます。）

※ 確定申告期間中の受付は、原則、月曜日～金曜日の9時～20時となります。
 「0570」はナビダイヤルの番号です。最寄りの税務署に電話を掛ける場合と同様の負担でご利用いただけるよう、
 全国一律市内通話料金で掛けられるナビダイヤルに対応しています。
 ナビダイヤルがご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

▶ **マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの
設定、パソコン操作などがわからない時は？**

**マイナンバー
総合フリーダイヤル**



マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「1」番を選択してください。

受付は月曜日～金曜日9:30～20:00 土日祝日9:30～17:30（年末年始を除きます。）

※ 受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

e-Taxの事前準備に関するご案内

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができるシステムです。
 ご利用に際しては、マイナンバーカードなどの電子証明書の取得及びICカードリーダーライタの用意などが必要です。



マイナンバーカードなど



ICカードリーダーライタ

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

 国税庁・国税局・税務署

鈴鹿のモータースポーツ雑学

安全運転は「テクニック」 ではなく「意識」

レースは高速で走り、そして競い合うので、現実には危険に出会うことがあります。そんな中では何度も事故に遭うドライバーもいれば、ほとんど事故に遭わないドライバーもいます。

ちなみに、速度的により速いはずの一流のドライバーほど事故が少ないのです。その違いは、実はドライビング技術よりも危険に対する意識の差、にあります。

このことは一般道の運転でも同じで、いかに色々な状況を想定しながら運転するかが大切です。

「このカーブの先で車が止まっていないか」「前の車が急ブレーキを掛けても止まれるか」「後ろの車との車間距離は離れているか」「あの子供は飛び出さないか」「自転車が横切らないか」などこうした事前の意識を持つことで、いざという時に「ワッ！」ではなく「やっぱり！」と危険を回避出来ることになります。

逆に、運転に意識が行かずに、仕事のことや家庭のこと、携帯電話などに意識が移っていると、危険な運転となりかねません。大切なのはテクニックではなく意識なのです。



相手のスペースを残しつつ争うフォーミュラレース

NPO法人鈴鹿モータースポーツ友の会より資料提供

旬の食材を使ったレシピ(一度試されたらどうですか?)

おやつにもなる変わりだんごお助けレシピ! 「みたらし大根」



材料(4人分)

- ・大根おろし(軽く絞った状態) ……200g
- ・ねぎ(みじん切り) …… 30g
- ・しいたけ(みじん切り) …… 3枚
- ・片栗粉 …… 大さじ 8
- ・塩・こしょう …… 適量
- ・バター …… 10g
- ・タレ (混ぜ合わせておく)
 - 酒・みりん …… 大さじ 2
 - しょうゆ …… 小さじ 4
 - 砂糖・ケチャップ …… 小さじ 2



作り方

- ① 大根の皮をむき、おろし器で大根をすり下ろす。
出来上がった大根おろしに水を加え、30分ほど水にさらす。
- ② ねぎとしいたけをみじん切りにする。細かく刻むと大根おろしによく馴染む。
- ③ 大きめのボウルに、軽く絞った①と②、塩・こしょうを入れ木べらやゴムべらでよく混ぜ、片栗粉を入れさらに混ぜる。
- ④ 食べやすい大きさに丸める。
- ⑤ 熱したフライパンにごま油をひき④を入れ、時々転がして表面がカリッとするまで焼く(中火から弱火で3分から5分ほど)。
- ⑥ バターを入れてコクを出し、タレを入れ絡める。

このレシピはCNS様の 北勢情報トライフル!「旬の食材でクッキング」(旧番組)から提供いただきました。

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

| 支部名 | 法人名 | 住 所 | 代表者 | 紹介者 |
|------|--------------|-----------------|-------|-------------|
| 神戸支部 | ネオプラス(株) | 鈴鹿市木田町1177 | 堀籠 邦浩 | 大同生命保険(株) |
| | (有)住まい工房 | 鈴鹿市神戸八丁目33-14 | 中北 洋 | アメリカンファミリー |
| | 鈴鹿電気工事業協同組合 | 鈴鹿市矢橋三丁目6-13 | 光本 壽一 | 近畿電設工業(株) |
| 東部支部 | (株)元原工業 | 鈴鹿市高岡台四丁目12番39号 | 元原 孝幸 | 大同生命保険(株) |
| | (株)中勢建材 | 鈴鹿市一ノ宮町690-1 | 西村 重幸 | イケダアクト(株) |
| 玉垣支部 | (株)アガシヤ建設 | 鈴鹿市桜島町五丁目7-1 | 川合 智子 | 春木保険サービス(株) |
| | (株)エンジョイ | 鈴鹿市南玉垣町3053-8 | 岩田 貴正 | (株)サカタ |
| | (株)宏鉄筋 | 鈴鹿市岸岡町3096-32 | 亀井 信宏 | (有)浜村工務店 |
| 白子支部 | 川谷司法書士事務所 | 鈴鹿市矢橋一丁目5-21 | 川谷 武史 | (有)大徳屋長久 |
| | (株)WORLD ONE | 鈴鹿市南玉垣町5520-19 | 福森 隆史 | ブラウン開発(株) |
| | 大昌建設(株) | 鈴鹿市郡山町795-47 | 川出 昌宏 | (有)佐野建設 |
| 平田支部 | (株)石井工業 | 鈴鹿市国府町8177 | 石井 直樹 | 大同生命保険(株) |
| | (株)UCHIDA | 鈴鹿市国府町3277 | 打田 啓二 | 事務局 |
| | (有)成治水道 | 鈴鹿市平田二丁目5-7 | 鈴木 嗣忠 | (株)小林商会 |
| | (有)サン・テクト | 鈴鹿市三日市1772-1 | 山本 幸範 | 西口建工(株) |
| 鈴峰支部 | (株)侑愛 | 鈴鹿市伊船町2843-7 | 松本 真侑 | 春木保険サービス(株) |
| | (株)第三銀行石薬師支店 | 鈴鹿市自由ヶ丘一丁目18-3 | 川北 淳二 | (株)坂口商店 |
| 亀山支部 | (株)ITO | 亀山市管内町892 | 伊藤 正巳 | (株)セキデン |
| | (株)ウイリング | 亀山市野村三丁目6-7 | 辻 幸弘 | 大同生命保険(株) |
| | (有)清水製作所 | 亀山市能褒野町13-12 | 清水 隆啓 | (株)服部工務店 |

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

| | 法人名 | 住 所 | 会員名 | 紹介者 |
|---|----------|---------------|-------|-------|
| 1 | (株)井上工業 | 鈴鹿市北江島町49-15 | 井上 真成 | 荻野 晃 |
| 2 | (株)大久保建設 | 鈴鹿市大久保町1823 | 三浦 隆巨 | 荻野 晃 |
| 3 | (有)共和建設 | 鈴鹿市磯山四丁目8-25 | 砂押 秀樹 | 荻野 晃 |
| 4 | (株)奥村産業 | 鈴鹿市椿一宮町1612 | 長野 真也 | 荻野 晃 |
| 5 | (株)カナダ | 鈴鹿市若松東2-9-5 | 金田 良太 | 寺川 浩二 |
| 6 | (株)オオタ | 鈴鹿市西条一丁目21-21 | 太田 全彦 | 荻野 晃 |
| 7 | (株)とわの巧創 | 鈴鹿市道伯町2147-11 | 伊藤 雅人 | 加藤 晋 |
| 8 | (株)三秀 | 鈴鹿市末広西10-1 | 塩原 輝久 | 寺川 浩二 |

女性部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

| 支部名 | 法人名 | 住 所 | 会員名 | 紹介者 |
|------|--------------|---------------------|--------|-------|
| 玉垣支部 | (有)豊和精機 | 鈴鹿市小社町651-1 | 杉本 美音理 | 吉澤 時子 |
| | (株)大栄管清土木 | 鈴鹿市柳町1447 | 大谷 由佳 | 吉澤 時子 |
| 白子支部 | 川谷司法書士事務所 | 鈴鹿市矢橋一丁目5-21 | 川谷 光代 | 竹口 正子 |
| | (有)江戸屋 | 鈴鹿市稲生2-5-1 | 坂 美代子 | 中林 孝子 |
| | (株)鈴鹿ビルクリーナー | 鈴鹿市東江島町17-24 | 福井 文子 | 竹口 正子 |
| | (株)とわの巧創 | 鈴鹿市道伯町2147-11 | 高橋 理恵 | 竹口 正子 |
| 平田支部 | (株)アイリスカメラ | 鈴鹿市算所町1272-2 寺田ビル1階 | 諸熊 久美子 | 中林 孝子 |
| | (有)イケヤマテント | 鈴鹿市国府町7679-31 | 池谷 美津久 | 中林 孝子 |


『表紙(写真)』募集

法人会では、「すずかめ」の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いいたします。

(募集要項)


- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一押しショットをご応募下さい。
写真データ メールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提出先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561
- 4、審 査 (公社)鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。

 国税庁

国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内

イータックス

e-Tax

イータ君  

今年からe-Taxで
申告・納税!

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

事 務 局 だ よ り

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変 更 届

平成 年 月 日

| 変 更 項 目 | 組 織 社 名 | 代 表 者 | 所 在 地 | 資 本 金 | TEL・FAX |
|--------------------|---------|-------|-------|-------|---------|
| 変 更 前 | | | | | |
| 変 更 後 (変 更 日) | | | | | |
| 法 人 名 (代 表 者 名) | | | | | |

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

**編集
後記**

前号では、英国のEU離脱の件に触れましたが、今号でもまさかの米国大統領誕生です。また、韓国大統領の疑惑も取り沙汰されています。スーパームーン前後の国内外の地震やら、地上も地中も何が起るかと身構える昨今です。新年を迎え、これらが、大きな変革起爆剤となり、法人会全員の経済界に良い方向への新風が吹きますよう祈りたいものです。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

**広げよう
企業保障の
大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

三重支社 四日市営業所/
三重県四日市市安島1-2-27
(ジエックSビル7F A号)
TEL 059-352-2046

AIU AIU損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル2F)
TEL 059-229-1581

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

*保険期間が、60歳満期の場合。
65歳満期もあります。

特長
1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

※精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
**所定の在宅療養で
働けない場合**も保障

特長
3

**働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障**します

◎就労困難状態に該当している場合。
◎就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入できます

■引受保険会社（お問い合わせ先）

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社 〒510-0074
三重県四日市市鷺の森1-3-23 ナカジマビル6F
TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0054 8月4日